

3 公務災害と通勤災害の相違

公務災害も通勤災害もその補償は同じ法に基づいて実施されていますが、福祉事業については若干異なった取扱いがなされています。これは、使用者の支配管理下にあるかないかというところから生じており、法では、通常の通勤途上における災害は、「公務上の災害」ではなく、あくまでも「通勤災害」として区別しています。

通勤災害の場合、基金からの各種の補償は公務災害と同様に行われますが、福祉事業においては、障害特別援護金と遺族特別援護金の給付水準が異なるという違いがあります。